

情 報 開 示

2 0 0 7 年 度 版

株 式 会 社 ト レ ッ ク ス

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員 の 状況」	当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員 の 状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取巻く環境」	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成18年度における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	株式会社トレックス
代表者名	代表取締役社長 加 中 一 彦
所在地	名古屋市東区東桜一丁目9番26号
電話番号	052-951-6751 (代)

② 会社の沿革

当社は昭和31年4月25日名古屋市中区伊勢町に東海糧穀株式会社を設立し、昭和31年8月に商品仲買人（現・商品取引員）として登録し事業開始。

年 月	概 要
昭和31年4月	商品先物取引の受託業務を目的として、東海糧穀株式会社を名古屋市中区伊勢町に創業・資本金350万円
昭和31年8月	農林水産大臣より名古屋穀物商品取引所農産物市場許可を受ける
昭和31年9月	資本金を750万円に増資
昭和34年1月	資本金を950万円に増資
昭和39年7月	資本金を1,800万円に増資
昭和42年12月	飯田支店を開設
昭和45年3月	資本金を2,700万円に増資
昭和48年2月	松阪支店を開設
昭和50年3月	資本金を5,000万円に増資
昭和50年5月	商号を中部第一商品株式会社に変更と同時に所在地を名古屋市東区東桜1丁目9番26号へ移転
昭和51年1月	静岡支店を開設
昭和51年6月	通商産業大臣より名古屋繊維取引所綿糸・毛糸市場許可を受ける
昭和51年12月	資本金を7,500万円に増資
昭和52年2月	農林水産大臣より豊橋乾繭取引所繭糸市場許可を受ける
昭和52年11月	資本金を1億円に増資
昭和52年12月	富山支店を開設
昭和59年5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場許可を受ける
平成2年11月	松阪支店を住所移転
平成3年8月	農林水産大臣より東京砂糖取引所砂糖市場許可を受ける
平成3年9月	通商産業大臣より東京工業品取引所ゴム市場許可を受ける
平成3年10月	通商産業大臣より名古屋繊維取引所スフ糸市場許可を受ける
平成3年11月	東京支店を開設
平成4年5月	資本金を2億円に増資
平成5年4月	資本金を3億円に増資
平成8年7月	飯田支店より松本支店へ移転開設
平成9年4月	商号を株式会社トレックスへ変更
平成9年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場許可を受ける
平成11年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場許可を受ける
平成11年11月	農林水産大臣より中部商品取引所畜産物市場許可を受ける
平成12年8月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場許可を受ける
平成13年3月	外国為替取引開始
平成13年3月	松阪支店を廃止
平成15年12月	静岡支店を住所移転
平成18年1月	金融先物取引業者登録東海財務局長（金先）第5号
平成18年2月	社団法人金融先物取引業協会加入

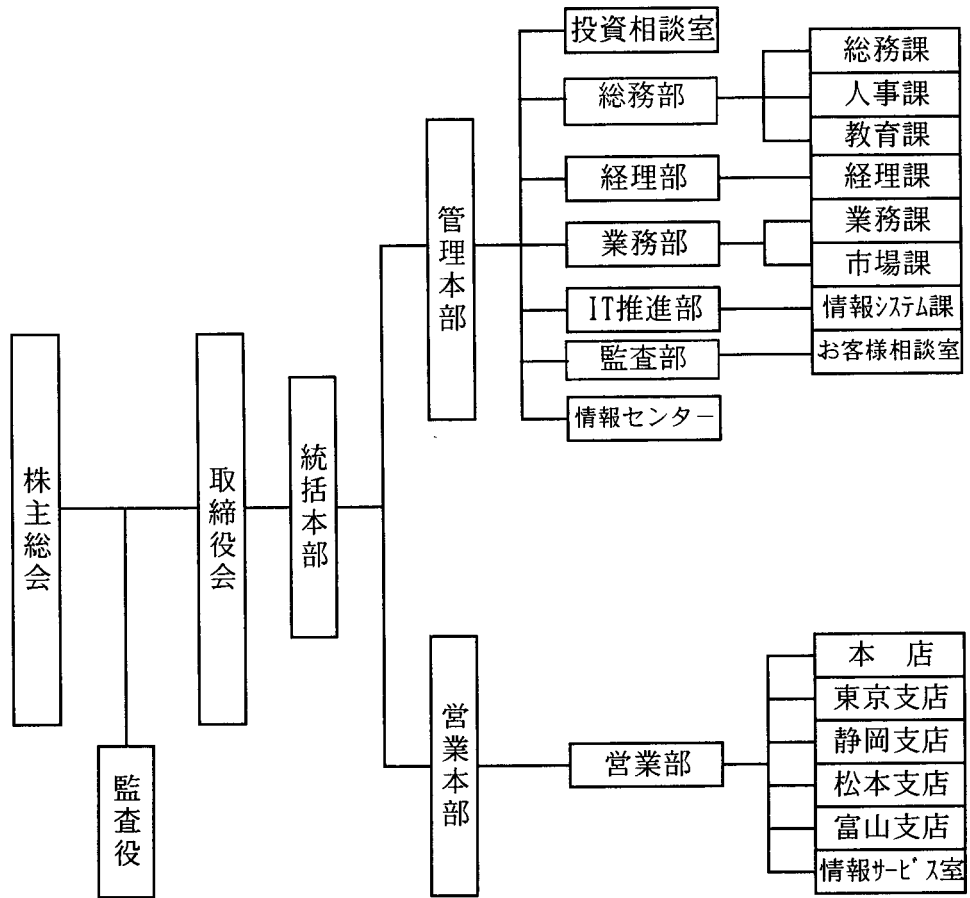
③ 会社の目的

- 1) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買取引の受託業務
- 2) 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買
- 3) 有価証券の投資
- 4) 金・銀・白金等、貴金属類の売買及び媒介取り次ぎ、代理業
- 5) 非鉄金属の売買及び媒介取り次ぎ、代理業
- 6) 外国為替取引業
- 7) 前各号に附帯する一切の業務

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「7食流第3037号」経済産業省「7産第2421号」)

取引所名	市場名	貴金属	砂糖	ゴム	石油	畜産物	上場商品名
中部大阪商品取引所					○	○	ガソリン・灯油・軽油 鶏卵
東京工業品取引所		○		○	○		金・銀・白金・パラジウム RSS3号 ガソリン・灯油・原油
東京穀物商品取引所			○				粗糖・精糖

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

b) 従たる業務

外国為替取引

金地金販売

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	名古屋市東区東桜一丁目9番26号	052-951-6751
東京支店	東京都中央区日本橋本町四丁目1番13号	03-3231-0123
静岡支店	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目1番2号	054-255-9311
松本支店	長野県松本市中央三丁目7番28号	0263-32-0511
富山支店	富山県富山市東田地方町一丁目4番20号	076-442-3011

⑥ 財務の概要

決算年月 平成19年3月期

(a) 資本金	300,000千円
(b) 純資産額*1	2,077,401千円
(c) 総資産額	6,403,464千円
(d) 営業収益	2,288,802千円
(うち、受取委託手数料)	(2,524,521千円)
(e) 経常利益	150,399千円
(f) 当期純利益	249,208千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 600,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
米澤喜康	85,100	14.1%
本田忠	53,550	8.9
(株)興商	39,000	6.5
第一商品(株)	36,900	6.1
本田求	27,900	4.6
勝えり子	25,200	4.2
ニシキ商事(株)	23,400	3.9
山本善久	17,300	2.9
本田秀	16,200	2.7
(株)日本市況企画	15,600	2.6
計	340,150	56.5

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役社長	加 中 一 彦 昭和19年1月13日	12,000株
取締役副社長	柏 山 俊 博 昭和22年2月22日	8,000株
常務取締役	近 藤 晴 紀 昭和31年6月21日	7,500株
常務取締役	谷 口 洋 司 昭和20年1月29日	3,000株
監査役	矢 野 武 夫 昭和7年2月7日	7,500株
計	5名	38,000株

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	121人	94人	27人	58人	63人
平均年齢	31.9才	32.6才	29.3才	27.6才	35.8才
平均勤続年数	7.0年	7.7年	4.4年	4.4年	9.4年
外務員数	88人	82人	6人	—	—

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「顧客第一主義」を営業方針に掲げ対面での営業を中心に、お客様のニーズに合わせた「確かな情報とサービス」を提供することにより、お客様にお取引をしていただくことに対する「満足感」を得ていただくことを念頭におき、今後もさらにこれを継続し、営業活動を展開していく方針であります。

受託業務に関しましては、お客様にお取引を十分理解していただけるよう、また、様々な相談等にも的確に対応できるよう窓口を設けております。

また、東京工業品取引所に上場されている貴金属市場と東京工業品取引所及び中部大阪商品取引所に上場されている石油市場が当社の現在の中心銘柄であり、今後もこれらの銘柄を柱に堅実な営業活動を行ってまいります。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期におけるわが国経済は、個人消費にやや弱さが残ったものの、企業収益の拡大による民間設備投資の増加により、景気は回復基調で推移しました。

また、世界経済においては、原油価格の高騰による景気減速懸念もありましたが、米国の他、中国・インド等のアジア諸国で景気拡大が続くとともに、EU諸国においても景気回復がみられました。

このような国内外の経済情勢の下、商品先物取引業界におきましては、平成17年5月に施行された改正商品取引所法による勧誘行為規制の強化や純資産額規制比率の導入、さらには石油市場や貴金属市場における価格の乱高下等の影響から、平成18年度の出来高は前年度比21%減の8,510万枚と、3期連続で前年度を下回り、平成11年以来、7年振りに1億枚の万台を割り込むという不振が続いております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

改正商品取引所法が施行され行為規制が強化され業界全体の業績が落ち込むなか当社は対面営業を中心に積極的に営業活動に取り組んだ結果、主力商品の石油市場の受取手数料が順調に伸び19億2,640万円(前期比13.2%増)、貴金属市場が5億2,770万円(前期比3.2%減)、全体で25億2,452万円となり前期比8.8%増収となりました。

(2) 売買損益部門

自己売買損益は2億7,382万円(前期比41.8%減)の損失計上となりました。

以上の結果、営業費用は21億6,593万円(前期比25.6%増)となり営業利益は1億2,286万円(前期比20.1%減)となりました。また、営業外損益は2,753万円利益となりましたので経常利益は1億5,039万円(前期比24.6%減)となり、当期純利益は商品取引責任準備金戻入益等もあり2億4,920万円(前期比258.2%増)となりました。

事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料 (消費税は含まれておりません)

商品市場名	期別	第52期 (自 平成18年4月 1日)
		(至 平成19年3月31日)
貴金属市場		527,702千円
石油市場		1,926,402千円
畜産物市場		3,542千円
砂糖市場		1,281千円
ゴム市場		65,594千円
合計		2,524,521千円

(b) 売買損益 (消費税は含まれておりません)

商品市場名	期別	第52期 (自 平成18年4月 1日)
		(至 平成19年3月31日)
貴金属市場		△93,483千円
石油市場		△281,642千円
畜産物市場		5,891千円
砂糖市場		835千円
ゴム市場		56,253千円
小計		△312,146千円
商品先物評価損益		38,320千円
合計		△273,826千円

(c) 売買高

商品市場名	期別 内訳	第52期 (自 平成18年4月 1日)		
		(至 平成19年3月31日)		
		委託	自己	合計
貴金属市場		83,417	24,147	107,564
石油市場		1,941,339	225,433	2,166,772
畜産物市場		1,821	447	2,268
砂糖市場		366	176	542
ゴム市場		23,813	3,696	27,509
合計		2,050,756	253,899	2,304,655

④ 対処すべき課題

商品先物取引業界は、市場の自由化・国際化が進展し、市場規模の拡大が見込まれておりますが、先行きの見通しにつきましては景気や為替の動向等依然として不透明であり、また、手数料の完全自由化や改正商品取引所法、個人情報保護法等の法的規制の強化などにより、今後の状況等については引き続き厳しい環境にあります。

このような環境のなかにあつて当社の対処すべき課題としては、現在も行っております社員教育をより充実させることであります。経済環境や市場環境の変化を踏まえ、幅広い知識を修得できる社員教育を実施し、信頼される人づくりを通して新時代のベストアドバイザーを育成してまいります。具体的には、内定者研修から始まり、新入社員研修、フォローアップ研修、若手社員研修、中堅社員研修、管理者研修などを随時実施し、金融知識の修得はもちろん、コンプライアンス意識の徹底を図ってまいります。

また、従前からのコンプライアンスの徹底や内部管理体制をさらに一層強化するとともに、顧客の多様化するニーズに応えるため、より質の高いサービスを提供し顧客の資産運用等に大いに貢献する企業となるよう努める一方、バランスのとれた収益構造を確立するために組織の再構築、適正な人員配置のもとで徹底したコスト管理を行い、一層の財務体質と経営基盤の強化を図り、更なる成長に向けて努力し、今後の業界での予想される競争激化に対処してまいります。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は株式会社トレックスにおける取引の自己責任を求めうる健全な顧客の保護育成を図るため、受託業務の適性な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第2条 当社は、次の各号の一つに該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 借入れを前提とした取引をしようとする者
- 2、前項各号に該当しない者であっても、次の各号の一つに該当する者に対しては原則として、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。
但し、別定1に定める適用除外の要件を満たし、かつ、第10条第2項に定める総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計を維持する(年金等の収入が収入全体の過半を占めている)者
 - (2) 一定以上の収入(年収500万円以上を目安とする)を有しない者
 - (3) 一定以上の年齢(75歳以上を目安とする)の者
 - (4) 投資可能資金額を越える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
 - (5) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (6) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者
- 3、前項3号に該当しない者であっても、高齢者である場合には、損失を被っても生活に支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等に留意し審査を行い、委託の勧誘及び受託を行うものとする。
- 4、前第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、以下の各号に該当する場合は、当該顧客に対し、勧誘の禁止又は既存の建玉を速やかに決済するよう要請する。
- (1) 勧誘過程において、顧客が適合性を有していないことが判明した場合
 - (2) 取引中において、総括管理責任者が新たに不適格と判断した場合

(適合性の審査)

第3条 当社は、顧客から「口座開設申込書」を回収し、その顧客の属性、資力、投資経験等の適合性の審査に必要な情報を収集するものとする。

- 2、「口座開設申込書」は、以下の事項を記載し、顧客からの記入を受けるものとする。
尚、「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で、取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額をいう。
また、その投資可能資金額は、取引によって生じた差引損金及び評価損の発生により、顧客の申告した投資可能資金額が減額されること等、顧客にその意味が理解できるよう、わかりやすく説明の上、申告を受けるものとする。
- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所及び連絡先
 - (3) 資産、収入の状況及び投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及び状況
 - (5) その他必要と認める事項
- 3、適合性の審査の最終審査は、総括管理責任者が行い、その記録は別定2の通り保管するものとする。またその最終審査は、顧客から約諾書の差し入れを受ける前に行うものとし、取引証拠金等の預託及び受注に関しては、約諾書の差し入れを受けた後行うものとする。

(顧客カードの整備)

第4条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備えつけるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、勤務先名、役職名及び勤務先住所及び連絡先
 - (3) 資産、収入の状況及び投資可能資金額
 - (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及び状況
 - (5) その他必要と認める事項
- 2、顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、内容の変更があった場合には、速やかに記載内容の修正を行う。
- 3、顧客カードの原本は、すべてこれを第10条第2項に定める総括管理責任者のもとに備えつけるものとし、各支店においては、その写しを備えつけるものとする。

(勧誘の際の告知・確認・禁止行為)

第5条 当社が、商品先物取引を勧誘する際、その勧誘に先立ち、顧客に対し、当社の商号及び担当者名を告げ、商品先物取引の勧誘であることを明確にし、顧客がその勧誘を受ける意思があることを確認した上で、勧誘するものとする。

- 2、当社が、商品先物取引を勧誘する際、以下の各号に該当する勧誘は原則として行わないものとする。但し、顧客の指示又は同意がある場合には、その限りではない。

- (1) 迷惑な時間帯(夜9時から朝8時まで)の、電話又は訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間に亘る勧誘
- (3) 威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘

3、当社は、商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思(その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した顧客に対し、その委託を勧誘することを禁止するものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第6条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、顧客に対し事前説明の前に予め下記関係書面を交付するものとする。

- (1) 受託契約準則
- (2) 商品先物取引委託のガイド
- (3) 取引証拠金一覧表
- (4) 委託手数料一覧

2、前項の関係書面交付後、顧客に対し取引の仕組み・リスク等を説明し、当該顧客が、説明を受け、理解した旨の確認を「重要事項等確認書」により行うものとする。

尚、説明に際して下記事項について、特に留意して説明を行うものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物取引とは異なり、取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって、短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

3、前項の確認後、顧客に対し、商品取引所法施行規則第104条に定める事項を説明し、当該顧客が説明を受け、理解した旨の確認を「理解度アンケート」により行うものとする。

(受託業務における禁止行為)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法・同法施行規則・受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(注)商品取引所法第116条、第212条、第214条、第329条及び第330条、同施行規則第103条、受託契約準則第25条並びに日商協「受託等業務に関する規則」第5条を別掲する。

(委託者の保護育成措置)

第8条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、新たに契約した委託者については3ヵ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

但し、商品先物取引の経験が、直近の3年以内に延べ90日以上経験がある者は除く。

- (1) 習熟期間中は、委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の取引量を当該委託者が申告した投資可能資金額の1/3、若しくは500万円のいずれか低い方を目安とし(以下基準量とする)、当該委託者の理解を以って抑制措置をとるものとする。
但し、当該委託者が、別定3の要件を満たし、かつ、第10条第2項に定める総括管理責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 習熟期間を過ぎても今だ未習熟であると、第10条第2項に定める総括管理責任者が判断した場合には、習熟期間の延長を実施し、当該委託者には理解力の向上に努めてもらうよう働きかけをする。
- (3) 習熟期間中の委託者の取引状況の精査にあたっては、取引状況調書により行う。

(委託者の取引内容の分析精査)

第9条 当社は、委託者の保護育成及び受託業務の適正な運営を確保するため、取引証拠金の預託額が、或る一定金額(差引実入金額が3,000万円)を超えた委託者においては、その当該委託者を総括管理責任者の直轄とし、これを精査し適切な委託者管理を行うものとする。

又、預託額が或る一定額を超えていない委託者であっても、総括管理責任者及び管理担当班の責任者が必要と認めた委託者は、その都度取引状況を分析・精査し、適切な委託者管理を行うものとする。

(管理担当班の設置)

第10条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本社内に本店及び各支店を管轄する管理部門による、管理担当班を設置する。

- 2、受託業務に係る総括管理及び第12条に定める管理担当班の職務の統括調査を行うため、本社に総括管理責任者及び副総括管理責任者を置くものとする。
- 3、総括管理責任者、管理担当班責任者及び管理担当班員は次の者とする。
 - (1) 総括管理責任者及び副総括責任者は、取締役会において選任された、管理部門の取締役以上のものとする。
 - (2) 管理担当班責任者は、管理本部の監査部ならびに管理本部の役職者(次長以上の者)とし、管理担当班員は、管理部の役職者とする。

(総括管理責任者及び副総括責任者の職務)

第11条 総括管理責任者は、管理担当班を総括する最高責任者であり、本規程に定める各種審査の適否の最終権限を有するものとする。

- 2、副総括管理責任者は、総括管理責任者が業務を遂行することが困難な場合に、総括管理責任者の補佐として、その職務を行うものとする。

(管理担当班の職務)

第12条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「口座開設申込書」の精査による委託者の選別並びに受託の適否の決定。
- (2) 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制。
- (4) 新たに契約した委託者からの受託に係る取引要領に基づく審査。
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び適切なる指導。
- (6) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
- (7) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- (8) 委託者からの苦情・紛争が発生した場合の営業部門に対する調査及び委託者への適切な対応。
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置。
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
- (11) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。
- (12) 不正資金の流入防止措置。

(違反者に対する懲戒)

第13条 第5条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、就業規則第42条、第43条に基き取締役会の議を経て懲戒する。

* 就業規則第42条・第43条別添

(不正資金の流入防止措置)

第14条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ①銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券の取扱いに係わる者
 - ②国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - ③民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者
- 2、当該委託者の預り額(帳尻益の振替分は除く)の合計が、原則として5,000万円を超えた時、当該委託者の資金について調査する。
 - 3、調査にあたっては、自己資金であるとの説明があっても、その裏付けとなる証拠書面又は証拠となる物件等の提出又は掲示を求めることとする。
 - 4、調査は管理部門等(管理担当責任者等)が当たるものとし、営業部はこれに協力するものとする。

- 5、調査にあたっては、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求めるものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
- 6、前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保管するものとする。
- 7、当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に関わらず受託しないものとする。

(受託業務管理規則の制定及び改正)

第15条 受託業務管理に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引員協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第17条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額にする。

- 2、取引本証拠金基準額の変更により取引本証拠金の額等が変更になった場合は、速やかに文書等により委託者に通知する。
- 3、取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理部門の業務部責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(委託手数料及び委託手数料に係る消費税相当額の徴収時期)

第18条 当社は、委託者より受託した委託注文に対し、委託手数料及び委託手数料に係る消費税相当額を徴収するものとし、その徴収時期については、これを反対売買若しくは受渡しによる決済等を行った時とする。

- 2、委託手数料の額は、別途定めるものとする。
- 3、委託手数料の額等に係る社内責任者として管理部門の業務部責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

付則 本規則は平成17年7月11日より実施する

付則 平成17年8月1日 受託業務管理規則第10条(管理担当班の設置)
第3項(2)の管理担当班組織図の一部変更

付則 平成17年11月1日 受託業務管理規則第10条(管理担当班の設置)
第3項(2)の管理担当班組織図の一部変更

(別定1)原則として勧誘を行わない者の適用除外要件について

当社は受託業務管理規則第2条第2項の但書の別定要件として以下の通り定めるものとする。

- 1、顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解した上で、本規定の適用除外の要件を満たしているので取引をしたい旨の申出書があること。
- 2、上記1に加え、次の事項を満たしていることを証明できるものがあることとする。
尚、ア)とウ)に該当する「裏付けとなる資産を有していること」の証明は、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書によるものとする。

ア)第2条第2項(1)、(2)及び(5)については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

イ)第2条第2項(3)については、当該顧客が過去一定期間(直近3年以内に延べ90日)以上の商品先物取引等を行った経験があることや、商品先物取引を行うにふさわしい投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスク、その他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解している(理解度調査アンケートによる)こと。
(商品先物取引等とは、商品先物取引、外国為替証拠金取引、金融先物取引、証券先物取引及び株式取引(信用取引)をいう)

ウ)第2条第2項(4)及び(6)については、顧客または当該委託者が申告した投資可能資金額が損失となっても、生活に支障のない範囲で設定されていること及び、新たな投資可能資金額の裏付けの資産を有していること。

(別定2) 勧誘・審査に関する記録の保全について

- 1、 当社は次に掲げるものを記録として、当該委託者が解約したのち3年間は保管するものとする。
 - (1) 勧誘の際の告知・意思の確認・説明に関する記録
 - (2) 顧客の適合性の審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面(適合性審査記録)
- 2、 当社は次に掲げるものを記録として保管し、再発防止の為各部門への周知徹底を図るものとする。
 - (1) 勧誘拒否に関する顧客の記録

(別定3) 習熟期間中の保護育成措置に係る要件について

当社は、委託者が受託業務管理規則第8条第1項の(1)に規定する基準量を超える取引を希望する場合であって、当該委託者が商品先物取引に習熟していると認められる場合、同項の(1)の但書の別定要件として、次の事項に関する申出のなされた委託者であることとする。
尚、当該委託者の習熟度は「習熟度アンケート」により実施し、習熟状況の確認を図るものとする。

- イ) 投資可能資金額の1/3が500万円を超える場合で、基準量を超えるが、投資可能資金額の1/3を超えない範囲での取引を希望する委託者は、本人から保護育成措置の対象者であること、取引の基準量が定められていることの双方を理解した上で、投資可能資金額の1/3以内での取引をしたい旨の、本人自筆の申出書がある委託者
- ロ) 投資可能資金額の1/3を超える取引を希望する委託者は、本人から保護育成措置の対象者であること、取引基準量が定められていること及び上記例外の要件があることを理解した上で、上記例外の要件を自らが満たすことについて確認し、投資可能資金額を増加する旨の、本人自筆の申出書があり、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有する証明(本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出による)のある委託者

⑥ 外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
79名	38名	24名	93名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
445名	249名	371名

⑧苦情・紛争に関する事項

(1) 平成18年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1	0	0	0
取引に係るもの	11	9	0	0	2
取引終了後に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	12	10	0	0	2

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して、異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取り下げ」解決は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

(2) 平成18年度の紛争受付件数及び結果

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	4	2	0	0	2
取引終了後に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	4	2	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取り下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により、当社が委託者に対して訴訟を提起したものが4件、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により、当社に対して訴訟を提起したものが16件あり、現在係争中の訴訟は10件（地方裁判所9件、最高裁判所1件）です。

(2) 平成18年度中の判決

今年度中における判決は3件（地方裁判所2件、高等裁判所1件）で、和解により終結したものが7件（全て地方裁判所）です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
20	3	7	10

3. 経理の状況

①貸借対照表

株式会社トレックス

貸借対照表
(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,098,962	流動負債	3,747,590
現金預金	1,473,207	短期借入金	150,000
委託者未収金	382,544	未払法人税等	34,620
商品	15,959	預り証拠金	2,295,068
保管有価証券	167,310	未払金	30,083
差入保証金	2,340,310	預り金	10,603
委託者先物取引差金	580,062	未払消費税等	14,629
繰延税金資産	3,522	その他の流動負債	1,212,585
未収入金	4,425	引当金	145,013
未収収益	132,620	商品取引責任準備金	145,013
貸倒引当金	△ 1,000		
固定資産	1,303,717		
有形固定資産	256,573		
建物	53,858		
構築物	24,338		
車両	370	負債合計	3,892,603
器具及び備品	13,249	(純資産の部)	
土地	164,756	株主資本	2,516,743
無形固定資産	13,186	資本金	300,000
ソフトウェア	8,062	利益剰余金	2,256,143
その他の無形固定資産	5,124	利益準備金	95,000
投資その他の資産	1,033,957	任意積立金	1,450,000
投資有価証券	118,180	繰越利益剰余金	711,143
出資金	238,520	自己株式	△ 39,400
長期未収債権	210,986	評価・換算差額等	△ 5,882
長期差入保証金	271,410	その他有価証券評価差額金	△ 5,882
長期前払費用	20,335	純資産合計	2,510,861
繰延税金資産	62,499		
その他の投資	117,024		
貸倒引当金	△ 5,000		
繰延資産	783		
繰延資産	783		
資産合計	6,403,464	負債・純資産合計	6,403,464

②損益計算書

株式会社トレックス

損益計算書

自平成18年4月1日

至平成19年3月31日

(単位:千円)

科 目		金 額
経常損益	営業収益	2,288,802
	受取手数料	2,524,521
	商品先物決済損益	△ 312,146
	商品先物評価損益	38,320
	その他の売買損益	38,042
	その他の営業収益	64
	営業費用	2,165,939
	販売費及び一般管理費	2,165,939
	営業利益	122,862
	営業外損益	41,724
営業外損益	営業外収益	
	受取利息及び割引料	1,230
	その他	40,494
	営業外費用	14,187
営業外損益	支払利息及び割引料	5,479
	その他	8,707
	経常利益	150,399
	特別損益	特別利益
貸倒引当金戻入益		10,000
商品取引責任準備金戻入		407,407
特別損失		133,771
商品取引責任準備金繰入		80,358
その他		53,412
税引前当期純利益		443,276
法人税, 住民税, 事業税		89,000
法人税等調整額		105,068
当期純利益		249,208

株主資本等変動計算書

自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 (単位:千円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	其他有価 証券評価 差額金		
		利益準備金	其他利益剰余金					利益剰余金 合計	
		任意積立金	繰越利益 剰余金						
前期末残高	300,000	90,000	1,450,000	496,094	2,036,094	△ 33,400	2,302,694	△ 15,111	2,287,583
当期変動額									
剰余金の 配当				△ 26,660	△ 26,660		△ 26,660		△ 26,660
役員賞与				△ 2,500	△ 2,500		△ 2,500		△ 2,500
利益準備金 への振替		5,000		△ 5,000					
自己株式の 取得						△ 6,000	△ 6,000		△ 6,000
当期純利益				249,208	249,208		249,208		249,208
評価差額の 変動								9,229	9,229
当期変動額 合計		5,000		215,048	220,048	△ 6,000	214,048	9,229	223,277
当期末残高	300,000	95,000	1,450,000	711,143	2,256,143	△ 39,400	2,516,743	△ 5,882	2,510,861

個別注記表

自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本注入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

②保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が
定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 80%～85%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

法人税法で定める償却方法と同一の基準によっております。

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

長期前払費用……均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法の規定に基づく法定繰入率による同法限度相当額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 受取手数料

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物売買損益は、反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 会計処理方法の変更

貸借対照表の純資産の部に表示に関する会計基準

当該事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式 600,000 株
2. 当該事業年度の末日における自己株式 78,800 株

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

2006年5月22日の定時株主総会において、次の通り決議された。

配当金の総額	26,660,000 円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	50 円
基準日	2006年3月31日
効力発生日	2006年5月23日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2007年5月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	26,060,000 円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	50 円
基準日	2007年3月31日
効力発生日	2007年5月26日

III. その他の注記

この注記表は、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)により作成している。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸項目	比率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	622.37%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	692%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	837%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	39%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	53%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	180%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	126%